

令和 6 年 4 月 1 日作成

社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団
フレンズ介護保険サービス
感染症の予防及びまん延防止のための指針

(総則)

第 1 条 この指針は、社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団、フレンズ介護保険サービスにおける感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。

(感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

第 2 条 利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

(感染症の予防及びまん延防止のための体制)

第 3 条 委員会の設置等

- (1) 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し 6 カ月毎に 1 回以上 開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 委員会の構成メンバーは法人管理者もしくは予め定めた代行者、介護支援専門員等、その他必要と認める者とする。
- (3) 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 1) 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
 - 2) 指針・マニュアル等の作成
 - 3) 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施
 - 4) 利用者の感染症等の既往の把握
 - 5) 利用者・職員の健康状態の把握
 - 6) 感染症等発生時の対応と報告
 - 7) 感染症対策実施状況の把握と評価

(感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施)

第 4 条 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

(1) 職員教育の内容

1) 新規採用：採用後 3 か月以内

2) 継続研修：定期的に実施

(2) 委員会は感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態で実地訓練を全職員対象に、定期的に年 1 回以上行う。

(平常時の対応)

第 5 条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整 理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

(1) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。

(日常の観察)

第 6 条 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医などに知らせる。

【主な症状要注意のサイン】

- ①ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い
- ②発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい嘔吐・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。
- ③発熱し、体に赤い発疹も出ている。
- ④発熱し、意識がはっきりしていない。下痢、便に血が混じっている。
- ⑤尿が少ない、口が渴いている。咳、咽頭痛、鼻水がある。
- ⑥熱があり、たんのからんだ咳がひどい。発疹（皮膚の異常）。
- ⑦牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の間接の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起りやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合も、全くかゆみを伴わない場合もある。

(感染症や食中毒の発生時の対応)

第 7 条 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

(1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の

症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者もしくは予め定めた代行者に報告する。

（2） 管理者もしくは予め定めた代行者は、職員から報告を受けた場合、事業所内の職員に必要な指示を行う。

2 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

（1） 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと

（2） 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。または訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと

（3） 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること

（指針等の見直し）

第 8 条 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

（利用者に対する指針の閲覧について）

第 9 条 指針は誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

付 則 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。